

市第4号議案 横浜市手数料条例の一部改正について

1 趣旨

令和3年5月の長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、建築行為を伴わない場合の既存住宅の長期優良住宅認定制度が新設されました。

これに伴い、本市の手数料条例について一部改正を行います。

2 横浜市手数料条例の一部改正の概要

認定申請の手数料の項目として、建築行為を伴わない場合の既存住宅の長期優良住宅認定申請手数料を新設します。

手数料額の設定にあたっては、既に定められている増改築の場合と同じ手数料額とします。

区分	認定申請手数料	
	建築主が、本市への申請前に「登録住宅性能評価機関」の長期使用構造等である旨の確認を受ける場合	建築主が、本市に直接申請する場合
戸建住宅(兼用・併用住宅含む)	12,000円	67,000円
共同住宅	2戸～5戸	23,000円
	6戸～10戸	37,000円
	11戸～25戸	63,000円
	26戸～50戸	100,000円
	51戸～100戸	170,000円
	101戸～200戸	280,000円
	201戸～300戸	360,000円
301戸～	390,000円	5,000,000円

3 条例の施行日

令和4年10月1日（改正法施行日 令和4年10月1日）